

沖縄県立図書館新館開館1周年記念事業委託業務 仕様書

1 業務名 沖縄県立図書館新館開館1周年記念事業委託業務

2 委託期間 委託契約締結日～令和2年2月28日まで

3 事業目的

沖縄県立図書館は、昨年度那覇市泉崎のカフーナ旭橋A街区内に移転し、平成30年12月15日に開館した。本事業は県立図書館の新館開館1周年を記念し、改めて広く県民に周知をはかり、様々な世代の方の来館を促すことを目的とし各種イベントを開催する。

4 企画提案上限金額 5,000,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託業務の内容及び実施時期

主な委託業務の内容及び実施時期は、以下の事業とし、必要に応じ変更するものとする。各イベントの開催場所は沖縄県立図書館内とする。

(1) イベント関係

① 講演会（1回）【12月～2月】

著名な作家、タレント、スポーツ選手等多くの来館者が見込める者で、特に若年層に知名度が高い者。

② 演奏会（1回）【12月】

大人向け又は親子向けの演奏会。ただし打楽器は使用不可とする。

③ その他イベント【11月～2月】

A としょかんまつり2日間【11月2日（土）、12月〇日（未定）】

子どもから大人まで楽しめるイベントを開催する。

（事例）

- ・ワークショップ（絵本作り、本の帯作り、漫画描き方講座等）
- ・謎解きゲーム（3階ホール内）

B その他業者提案イベント【12月～2月】

複数ご提案下さい。

(2) 製作物関係【2月末まで】

① マナーアップDVD（3分程度）

主に学生向け（わかりやすい内容）で、図書館利用時のマナーやルールについて映像での周知をはかる。

②イベント広報物

A 1周年イベントのチラシデザイン（A4サイズ）

B のぼり旗（としょかんまつり用）（5枚）

(3)その他上記(1)及び(2)の実施に伴う一切の業務（関係者等調整を含む）

(4)実施計画書、実績報告書、支払関係及び事業完了報告書の作成業務

ア 上記(1)から(3)に係る実施計画書及び実績報告書の作成（各1部）

イ 上記(1)から(3)に係る経費の支払い業務及び関係証拠書類の整理・保管

ウ 上記(1)から(3)に係る事業完了報告書（印刷されたA4版3部及び電子ファイル形式を提出すること。）

6 企画提案の審査内容

(1)各種イベントの提案内容と実施方法

(2)DVD構成、チラシデザイン、のぼり旗（としょかんまつり用）デザイン

(3)その他事業目的に沿った効果的な提案がある場合は、その理由も含めて説明すること。

7 積算見積

(1)積算の費目については、以下の内容で提出すること。

ア 直接人件費

(ア) 人件費

イ 直接経費

(イ) 旅費

(イ) 報償費（謝金等）

(ウ) 消耗品費

(エ) その他（上記費目以外の必要な経費を随時追加）

ウ 再委託費

エ 一般管理費（上記ア及びイの合計額の10%以内とする）

オ 消費税（各経費は税抜き価格として、別途消費税を併記する）

（注1）各積算費目の単価と内訳を記載すること。

（注2）本事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

（注3）契約の一部を第三者に委託又は請け負わせる（再委託する）予定がある場合は、積算見積書の中でその内容がわかるように記載すること。

(2)提案にあたっては、5,000千円(消費税込み)を上限として見積もること。

ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なることがある。

8 再委託について

(1)一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請負わせることができない。また、以下の業務については、その履行を第三者に委託し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2)再委託の承認

契約の一部を第三者に委託し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委託し、又は請負わせるときはこの限りではない。

例 その他、簡易な業務

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

エ 広報印刷物の製作

(3)相手方の制限

本契約の企画提案参加者であったものに契約の履行を委託し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団関係者に契約の履行を委託し、又は請負わせることはできない。

9 著作権等の帰属

(1)本契約に基づく成果物の所有権は、沖縄県に帰属する。

(2)本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、沖縄県に帰属する。また、受託者は著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(3)当業務委託により制作されたイラスト等の著作権・著作権は全て沖縄県に帰属するものとし、沖縄県が認めた者にも使用させることができるものとする。

(4)本委託事業にあたり、第三者の著作物等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。